

明和元年（一七六四年）十二月 資料九〇号

子院栗栖寺住持の不行届を本寺に報告しなかつたについて宮座惣代が詫び入れ

解説 子院栗栖寺住持が離寺の期限を二ヶ月過ぎて戻り辞任したが、これを本寺に報告しなかつたことに対し、許しを請うた一札。江戸末期と異なり、本寺としての権威もまだ有していた。

包み紙の表には「宮座仲間ヨリ誤一札」とある。

原文

一札之事

一栗栖寺住持仙龍義、伝授之儀ニ付、

当五月ヨリ十月下旬迄留主居僧差置、出

京致度旨、座仲間へも相断、御本寺様ニも

御聞届之上出京被致候、然ル所、霜月も越、

極月ニも相成候得共、帰寺無之、

御本寺様ヨリも座仲間へも及御尋候程之義ニ

相成、住持義も漸々極月廿日過、帰寺仕候而

自身不調法御座候ニ付、今度栗栖寺開寺

罷申候、右住持御願申上候月切ヨリ二ヶ月も

過候儀、座中間ヨリ御本寺様へ右之御届不申

上候段、何之心附も無御座不念之段、重々

御宥免被下候様奉願候、以上

宮座中間惣代

九兵衛印

明和元甲 申年（一七六四年）極月朔日 同断

孫市郎印

笠置山御本寺

御寺中様